

## 令和4年第3回砂川市議会定例会

令和4年9月14日（水曜日）第3号

### ○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 4号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 6号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて  
議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて  
議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて  
議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて  
議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて  
議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 報告第 1号 令和3年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 令和3年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について  
報告第 3号 令和3年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第 5号 監査報告  
報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 9 意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について  
意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について  
意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

多比良 和 伸 君

増 井 浩 一 君

日程第 2 議案第 4号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 5号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 6号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて  
議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

日程第 6 報告第 1号 令和3年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第 7 報告第 2号 令和3年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第 3号 令和3年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

日程第 8 報告第 5号 監査報告

報告第 6号 例月出納検査報告

日程第 9 意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○出席議員（11名）

議長 水島美喜子君  
 議員 中道博武君  
       佐々木政幸君  
       飯澤明彦君  
       沢田広志君  
       小黒弘君

副議長 増山裕司君  
 議員 多比良和伸君  
       武田真君  
       増井浩一君  
       辻勲君

○欠席議員（1名）

議員 北谷文夫君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長	井上守
兼会計管理	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	河原希之
保健福祉部長	安田貢
経済部長	中村一久
経済部審議監	東正人
建設部長	近藤恭史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
------	------

指 導 参 事 小 林 晃 彦  
教 育 委 員 会 技 監 徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形 譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 井 上 守

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 一 久

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 為 国 修 一

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 斉 藤 亜 希 子

事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 為国修一君 本日の会議に欠席の届出のありました議員は、北谷文夫議員であります。

○議長 水島美喜子君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きな1、ご当地自動販売機の設置について。昨今、全国的にご当地自動販売機の設置が急増しています。ご当地自動販売機は、24時間365日販売することができ、ご当地グッズやご当地スイーツなどのお土産品や特産品、おにぎりやお弁当、パン、お総菜などの食品や入浴剤、コスメなどの雑貨まで幅広く活用することができます。また、ロッカー型自動販売機タイプを導入すれば、地元野菜やお米、卵などの農産物の提供も可能となります。市では、現在駅前集客施設の建設に向け取り組んでいます。そこで、このご当地自動販売機を施設に設置することで集客能力の向上につながると考えますが、市の考えをお伺いいたします。

大きな2点目、中央公園の維持管理について。まちなかで24時間使用可能であるトイレを有する中央公園ですが、雑草が生い茂り、ベンチは壊れたまま、トイレもガでいっぱいです。残念ながら、全く管理が行き届いておりません。なぜこのような状況なのか。また、今後の管理についてをお伺いします。

大きな3点目、空き店舗情報の管理と情報発信について。市街地では、残念ながら空き店舗、いわゆるシャッター街化が進んでいます。商店街からは、今後さらに空き店舗が増えるだろうとの懸念の声が上がっています。空き店舗にならないための事業継続支援や事業承継政策も重要ですが、残念ながら空き店舗になってしまった場合には早期に新店舗の入居を促す政策も重要です。現在の情報管理の状況と今後の情報発信について市の考えをお伺いして、1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君（登壇） 私から大きな1、ご当地自動販売機の設置についてご答弁申し上げます。

駅前施設においては、フリースペース内にカフェを設置するとともに、併せてすながわスイーツなどの特産品の販売を行いたいと考えており、集客力を高めるためには民間事業者との連携が必要不可欠なものと考えております。

特産品の販売に当たっては、市内事業者からの商品提供が必要となりますが、カフェ事業者の出店に当たり各事業者とのお話の中では商品の提供は可能ということでありました。

販売する手法としましては、カフェ事業者と連携した対面による販売を想定しているところですが、最近では食品小売業や飲食店を中心に閉店後の販売機会の対応や対面販売を避ける消費者心理の変化により無人販売所や自動販売機による販売が注目されているところでもあります。

自動販売機の設置に関しましては、様々な形態がありますが、各事業者独自の商品を販売管理する自動販売機については、要望があれば、スペースに限りはありますが、設置は可能と考えております。

また、ロッカー型の自動販売機については、地元の野菜やお菓子など様々な商品の取扱いが1台で可能となるため、補充管理や衛生面、安全面の対応も必要となっておりませんが、人手をかけずに販売ができ、さらには購入者も非対面で手軽に購入できるなどのメリットがあり、集客力を高めるためには有効な手法と考えております。

このことから、今後は施設において市内の特産品などの販売を行う際には自動販売機での販売も含めまして様々な手法が想定されておりますので、市内事業者などとも引き続き協議をさせていただきながら、運用面も含めて、より効果的な手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、私から大きな2の中央公園の維持管理についてご答弁申し上げます。

国道12号に面したまちなかにある中央公園は、本市の街区公園として昭和40年に供用開始し、その後昭和63年に24時間トイレなどの再整備を行い、市街地住民が憩いを楽しめる施設として、またイベントや地域の行事等においても利用されているところがあります。

維持管理につきましては、公園内に遊具のほか、トイレや休憩施設等が配置されており、委託業者による週1回の園内清掃を基本に、週3回のトイレ清掃のほか、年3回の草刈り、除草等を定期的実施しているところでもあります。

また、これまで地域住民の皆様のご尽力により清掃活動が続けられており、大変感謝しているところでもあります。しかしながら、ご指摘のありましたように、壊れたままのベンチや雑草の手入れなど、市の管理が行き届いていない部分もあり、その原因としましては8月に草刈りを行ったものの草の伸びが早く、その後の点検が不十分であったことや、ベンチの修繕が必要だったものの担当者間の連携不足により未対応となっていたことなどが

原因と考えているところであります。

また、トイレの管理につきましては、夜間入り口ドアの閉め忘れなどによりガが入り込むことがあります、その都度清掃を行っておりますが、今年の夏はガの大量発生により対応に苦慮しているところであります。

中央公園は、中心市街地にある市民にとって身近な公園であり、市街地住民はもとより、買い物などでまちなかを回遊する人たちがいつでも気軽に気持ちよく利用できるよう管理していかなければならないと考えており、良好な環境や景観を保つことで周辺商店街のにぎわいや観光振興等にも資することができる公園であると考えております。

このことから、今後は委託業者との連携を強化して点検を実施していくほか、ベンチの修繕や広場の雑草、除去等を早急に行うとともに、公園周辺の環境を考え、状況に応じた対応を行いながら良好な憩いの場となるよう維持管理に努めてまいります。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな3、空き店舗情報の管理と情報発信についてご答弁申し上げます。

北海道が令和2年に実施した商店街実態調査によりますと、道内の9割を超える商店街に空き店舗があり、空き店舗率は11%となっております。空き店舗が解消されない主な原因は、店舗の老朽化が貸し手側、借り手側とも最も多く、その他貸し手側では住居として使用しているため貸せない、所有者に貸す意思がない、また借り手側では商店街に活気がない、家賃の折り合いがつかないが上位を占めているところでございます。これまで市では、商業地域及び近隣商業地域における商店、事業所等を目視で確認する空き店舗実態調査を毎年実施しており、昨年の調査によりますと、空き店舗は32件、空き店舗併用住宅は17件の合計で49件、空き店舗率は全道平均より高い19.9%であります。

また、調査終了後に空き店舗等所有者に対してアンケート調査を平成29年度と令和3年度の2回実施しており、空き店舗等の情報の詳細や今後の意向について確認をしているところでございます。昨年の調査における空き店舗等49件のうち居住実態がある、または老朽化により明らかに使用ができない状態にあると思われる空き店舗等は30件、活用可能な空き店舗等は19件であり、さらに活用可能な空き店舗等の所有者へのアンケート調査では売却、賃貸を希望するが6件、自ら使用するが1件、除却予定が1件、未定が1件、未回答が10件であり、売却、賃貸を希望する空き店舗等所有者は半数に満たないのが現状であります。

また、調査結果につきましては、商工会議所と情報共有を図りながら空き店舗等の活用を希望する方が市の担当窓口を訪れた際には、外観の写真、位置を示す地図、所有者の意向等に加え、中小企業等振興条例の商店街店舗整備事業に対する支援等について情報提供をしているところでございます。

今後とも商工会議所と連携し、空き店舗等の情報収集に努め、空き店舗等のうち所有者

の同意を得た場合につきましては市のホームページで周知するなど積極的に情報発信を図るとともに、空き店舗等利用の前提ともなる創業支援、事業承継、支援において関係機関と連携し、商工会議所が行う創業セミナー、中小企業の経営相談を行うよろず支援拠点出張相談会の実施のほか、適切な情報提供や補助制度、融資制度等、創業、事業承継からその後のフォローアップまで総合的な支援に努めてまいります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、自動販売機の関係です。ここにきて全国的にすごくおもしろい自動販売機が開発され、そして提供されている。それを利活用する民間、もしくは市立病院とかああいいう病院系とかも入院グッズとか、そういったものも含めていろいろなタイプが出てきたり、業種問わず様々なタイプの自動販売機が作られ、最近では世に出回っている状況もあり、あとは金額に関しても、カスタマイズの割には結構値段も下がってきているという印象も受けております。

そういったものを駅前集客施設に設置してはどうかというところでの質問なわけなのですが、今お話がありましたように、今のところフリースペースではカフェを設置して、そこで集客を図ろうとするというお話ではあったのですが、なかなかその辺、本当に人が集まるのだろうかという不安が若干あるのです。まずはその辺り、駅前施設ができた後、今現在どういうイメージを持っているのかということなのですが、イベントは多分人は来るのだろうと思うのです。ただ、イベント以外の平常時というか、通常営業しているときの来客数というのが、カフェのいわゆる魅力なりカフェを求めてくる、もちろん観光協会、商工会議所に用事がある方ということも当然あるのでしょうけれども、実際通常時の集客見込み人数的な目標値でも構わないのですけれども、そういったことは考えられているのかどうなのか、まずそこから伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 今ご質問がありましたのは、イベント以外の集客方法、またはカフェとかの見込み人数ということではないかと思えます。

まず、施設の利活用としましては、イベントについては土日、祝日などの限定的な開催となってくるかと思えます。イベントが行われない日常的な使い方としましては、市民の居場所、居心地のよい空間がにぎわいにつながるものと考えておりますので、イベント以外の集客方法としましては、カフェ機能の充実が重要であると考えております。

砂川には、魅力のある有名なスイーツがたくさんありますし、そのようなスイーツを飲み物と一緒に提供することや、併せて特産品を販売することで市民や市外の方々もお土産などを購入していただけるような集客性のあるカフェにしていきたいと考えております。

また、このカフェでの見込み人数ということでございます。この見込み人数につきましては、カフェ事業者の具体的な運営内容などが決まっておりませんので、現段階では見込

み人数は想定できませんが、より多くの人を集客していただければ最良とは思いますが、持続的に利益が出るような形で運営をしていただければと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 目標人数等々はまだ決まっていないということなのですが、これから建物全体をいかに運用していくか。また、どういうカフェに入っただけかということ、そこが魅力的な場所になるよということ、もちろん見込み人数も含めて提案していかなければいけないのだろうと思うのです。ですから、イベントだと年間これぐらいな感じ、もちろん目標値ではあると思うのですが、そして通常時はこれぐらいの人数を考えています。それには、こういった手法を考えて、独自性というか、集客力のあるような取組をお願いしたいという話もしていかなければいけないのだろうと思いますので、その辺は早い時期に目標値を設定して、それに向かった取組をぜひしていただきたいと思っております。

今ほど砂川にはスイーツ等々があるので、もちろんそのカフェプラス砂川の人気のあるスイーツなんかはその場所でも提供されるようになるのであれば、それはそれで一つの集客能力の向上にはつながるとは思うのですが、心配しているのは、カフェ事業者がほかの事業者の販売委託をされて販売するというイメージなのだろうと思うのです。そうなった場合には、ただ手間が取られるということにならないと思うので、委託料なり手数料なりという話に恐らくなっていくのだろうと思うのですが、イメージ的にはそういうイメージでよろしいのですか。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 今のご質問は、カフェ事業者が特産品の販売だとかをした場合の手数料などの考え方ということでございます。

今このスイーツだとか特産品を販売する際の手数料につきましては、市内事業者から提供を受けた民間事業者が販売することになります。どのような形で商品を調達して販売するかについては、今後各事業者と協議をさせていただきながら決めていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 開業は2年先かもしれませんが、もう少し具体的に詰めていってもいいのかという気はします。そういうことをいろいろ考えていくと、人手がかかる、一手間かかる。手数料の問題だとか、では業者はぼんとそこに置いていけばいいものなのか、陳列は各自で行うのか、いろいろなことが想定されていくのだろうと思うのですが、今でいうところに人が集まるかどうかはカフェに負担がかかり過ぎているような気もするのです。うまくいけば一番いいですし、うまく行ってほしいと思うのですが、もしあまり集客能力が、万が一平日なんかは厳しかったねという話になったときに、今カフェの魅力で、カフェの魅力でと言ってしまうと、カフェの魅力がないから人が集ま

らないのだと何か結論になってしまうのが一番嫌だなと思っているのです。そうではなくて、施設として魅力のある場所ということにしてあげるべきなのだろうと感じています。

それが、この自動販売機がいいのかどうかはまた別の話だとしても、自動販売機を提案したのは、あそこというのは観光協会であり商工会議所であり、そしてS u B A C oの機能が戻ってくるということなのだろうと思うのですけれども、S u B A C oは地域情報の発信だとかお店の紹介だとか、そういったことがメインの業務になってこれまではやってこられたと思うのです。自動販売機は、単に物を売るだけのことではなくて、自動販売機自体が商店街のショーケースになるだろうとイメージしているのです。そこで、このまちで売られている特産品や、それこそ農産物なども含めて魅力あるものが、その自動販売機がショーケースとして売られている。買うこともできるし、知ることもできる。そういった場所をつくってあげることで、この地域情報の発信と販売、販路の確保ですね、そういったことにもつながるのではないかと感じております。

また、自動販売機を設置しているということでの、これからの商品開発意欲ですね、民間のそういう販路があるなら、自分のお店でもそこで売れるようなものが作れないだろうかという、そういう意欲がぜひ民間の力を使ってほしいと思いますし、また商品開発ができたならば、それをふるさと納税の返礼品としても当然使っていけるものにもなるでしょうし、そのスペースを用意することで、いろいろないい影響が出るのではないかと感じております。

自動販売機なのですけれども、先ほどの答弁の中では、事業者が設置したいという意向があれば、そのスペースは用意できなくもないみたいな話だったのですけれども、今お話をしたことを考えると、私はぜひ建設と同時に自動販売機の設置まで市が行ってあげたほうがいいのではないかと感じて、いわゆる公設民営というスタイルになろうかな。管理は、どこが中心となって管理をするのかというのは、まだまだこれからいろいろな議論の余地はあるのかと思うのですけれども、商品の管理に関しては各自それぞれ事業者さんがその自動販売機の商品の管理をしてもらう。そして、ただ自動販売機を設置して自由にお使いくださいではなくて、受益者負担というか、事業者さんにも一間口、一商品、1個のロッカー、何でもいいのですけれども、昨日の話ではないのですけれども、カフェがスペースによって幾らと決まっているのであれば、ロッカー1つ幾らという値段も決まってくるでしょうから、そういったものを設定して、商品を提供する人にも多少の負担をいただきながら自分で管理していただいて、それが集客ではないのですけれども、みんながどういう商品が売っているのだろうとか、どういうものがあるのだろうと横のつながりも当然できるでしょうし、それを一人一人商品を運んでくる方たちもその利用者となっていくということで、いろいろな人、たくさんの人を巻き込んでいくということにもつながるのかという気がするのです。ですので、そういった部分で今後より効果的な手法もということがありますけれども、今の公設民営の考え方について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部審議監。

○経済部審議監 東 正人君 ただいまのご質問の中で、イベントだとかカフェ以外でもしっかりと取り組んでいただきたいということで、それは集客機能としてイベントとかカフェ事業以外の部分でも施設に魅力を持たせて人が集まって、その集まった人たちが各店舗だとか子どもの国、オアシスパークなど、ほかの施設にも足を運んで、この施設の設置を契機に新しい人の流れができる仕組みづくりというのはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、自動販売機の公設民営ということでございます。これにつきましては、ロッカー型の自動販売機については商品管理というのはあるものの、人手をかけないで1台で砂川産の様々な商品を販売して取扱いができるということでございますから、これは一つの手法として可能であるし、有効な手段なのかと考えております。

この設置に当たりましては、公設民営という形態も一つの選択肢でありますし、その際の設置方法や運営方法など様々な手法が想定されます。また、商品を提供していただく事業者との調整、また運営の選定など課題もありますけれども、そのようなことも含めまして、1回目の答弁でも申しましたが、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 自動販売機を設置するにしても、どこに設置するのかということも含めて、自動販売機の大きさも含めて、もし設置するのであれば、実施設計から電気の配線とかいろいろな部分に関わってきますので、それ以外のいい方法があって、カフェに集客能力の負担をあまりかけないようなことを考えられるのであればそれでもいいのですけれども、こういったことも少し考えてあげて、カフェの負担を減らしてあげるとということも少し考えてあげなければいけないのかと思います。まだまだいろいろなことが決まっていな中での部分もあるのでしょうかけれども、集客能力と、いわゆるあそこの集客施設がまちに及ぼす影響ということも幅広く考えていただいて、具体的な取組をしていただければと思います。

続きまして、中央公園の維持管理なのですけれども、私が質問すると通告してから公園がきれいになりました。まず、ありがとうございます。

私もあの辺を行き来していながら、なかなかその状態に気づけていなかったのも、その辺りは市民からお話をいただくまで私も気づかなかったということで反省をしている部分は当然あるのですけれども、ガも確かに多かったのも、より惨状がひどかったという感じではいたのです。

それで、今回の質問になったわけなのですけれども、根本的なところも含めて行き届いていないところが多々あったのかということも今回分かりましたので、今後についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

実際今回どれぐらいでこんなにきれいになったのかというところを少し教えていただければと思うのですが、ここ数日の間にすごくきれいになったのですけれども、基本的な実際の管理の方、どなたがやられているのか。何人ぐらいで、どのぐらいの時間をかけて、あの状態から今のきれいな状態になったのかを教えていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいま中央公園の今回除草作業を行わせていただきましたが、実際どのような作業内容であったかというご質問でございますが、通常の公園の維持管理におきましては、最初の答弁で申しましたように週1回の清掃作業を基本に週3回のトイレ清掃等を委託業者をお願いしながら進めているところでございます。

今回ご質問の通告を受けまして、私も中央公園を確認いたしましたところ、広場スペースに雑草等が生え、状態が悪くなっていたところでありまして、公園を管理、監督する者として大変市民の方に不快な思いをかけ、大変申し訳なく反省しているところでもございます。

当公園につきましては、まちなかの公園でもありますことから、今回応急的に草刈り等の対応をさせていただいたところでございます。作業につきましては、今回委託業者に依頼いたしまして、インターロックブロックの隙間に生えましたコケの除去ですとか草刈りのほか、樹木の下枝の剪定を3人の作業によりまして、7時間ほどかけまして1日ばかりで作業を行ったところでございます。なお、この作業に当たりましては、市の担当職員も2名ほど加わって作業を行わせていただいたところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そうでしょうね。結構な荒れ放題でしたから、5人で7時間と、結構な作業量ですね。定期的な部分が少しずつおろそかになっていったのかという気もしますし、先ほど1回目で答弁されたような定期的な管理がしっかり行われていればもう少し、今回みたいな大掃除という感じにはならなかったのかという気もしますので、継続的な管理を、監視ですね、そういった部分を含めてお願いしたいと思います。

また、今年はガがどうしても多かったということで、ただまちなかのいろいろなところの防犯灯も含めてLEDの場所は少なかったですよ。ただ、公園の街灯はきっと違うのです。物すごく集まって、物すごく死骸があって、そしてあそこの巨木、あれは何の木か分からないですけれども、でっかい砂川のシンボリックな木に成長していますけれども、あそこにカラスがたくさん集まって、それでガの死骸というか、羽だけになった状態なのか、公園中に散らばっているような状況というのが私が見たときの惨状だったのですけれども、その辺り、トイレの電気と公園内の照明ですね、こちらのLED化ということができないのか、お伺いさせてください。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいま公園内の照明につきまして、LED化することはでき

ないのかというご質問でございましたが、当中央公園につきましてはまちなかの公園でありまして、トイレも24時間使用可能となっておりますけれども、おっしゃるとおり今年の夏はガの大量発生によりまして公園内の街灯の下ですとかトイレ内の汚れがひどいことから、その対策として市では現在照明器具のLED化を検討しているところでございます。

中央公園の照明器具につきましては、現在デザイン照明の街灯2灯と、トイレに照明がございますが、こちら調査をいたしましたところ、いずれも電球だけの取替えで済むことから、現在交換に向けて準備を進めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それはよかったです。

あと、トイレに関してなのですけれども、まだ和式の状態なのです。これを何とか、もうこのご時世ですし、洋式化ということはできないのかどうか、その辺りお聞かせください。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 トイレを洋式化にすることはできないのかというご質問でございますが、当中央公園のトイレにつきましては、現在多目的トイレにつきましては洋式化されておりますが、それ以外の女性用、男性用のトイレ共に全てが和式のトイレとなっております。最近の家庭のトイレにつきましては、ほとんど洋式化がされているところでありまして、お年寄りや足腰の不自由な方の利用を考えた場合、また和式トイレになじみのない方も増えていることなどから、よりトイレを使いやすくすることが望ましいと考えているところでもございます。特に中央公園につきましては、まちなかの公園でもございますし、他の公園のトイレよりも利用頻度が高いことなどから、今後は市民やまちなかを訪れる方の利便性にも配慮した衛生的な公衆トイレとなるよう、今議員からおっしゃられておりますように和式から洋式のトイレの変更についても前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 先ほど1回目の質問でもしましたベンチの関係ですね、これの今後はどんな感じになるのでしょうか。壊れているベンチです。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 公園内のベンチ、今2つほど壊れていて利用を中止させていただいております。昨年故障箇所が発見されて、利用休止のまま放置となっているところでございますが、これにつきましては早急に修繕対応をしたいと考えております。今のところ、あそこのベンチについては固定式ベンチとなっておりますが、一度取り外しをいたしまして、損傷の状況等を調査し、どの程度の修繕で済むのかも確認しながら対応してまいりたいと思います。なるべく早急に改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 最後に、いわゆる巨木ですね、シンボリックにまちなかにあれだけの大きな木があるのは、すごくシンボリックでいいなと思う反面、手入れするのが大変そうだというのと、葉っぱも相当生い茂っていて、あの辺り今後どうしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 中央公園内に生えております巨木、私も大変気になっているところではございましたが、こちらの公園内に生育している樹木、プラタナスの木につきましては、議員おっしゃるとおり公園のシンボリックな木でもございますが、樹齢は50年以上が経過していると想定されておまして、幹も太く、かなり高くなり、巨木化しているところでございます。

この樹木の維持管理につきましては、直近では平成30年に剪定を行っておりますが、当公園の周りは石垣などで囲われておまして、公園内に剪定のための高所作業車などが入れないため、容易に剪定することができず、また成長も早いこともあって、木が高くなり、枝葉も繁茂し、巨木化しているというのが現状でございます。しかしながら、枯れ葉のまちなかへの散乱ですとか、また倒木などの危険性を防ぐためにも、今後は剪定を実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、このプラタナスの樹木につきましては、巨木化して作業の難易度も高いと想定されておりますので、剪定に当たりましては生育状況や倒木の危険性など、木の状態を確認した上で剪定に適した時期や方法等を検討しながら対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 すごく立派な木だし、このまうまく管理していけば、すごくいい名所になっていくかなという気もしないでもないぐらい、いい成長具合なのです。ただ、今ほど説明されたように、管理がすごく難しい。確かにあの周りに大きな太い道路とかもないから、高所作業車とかそういったものを設置するのもきっと難しいのだろうという気はしますので、いろいろと今後安全面も含めて考えていただいてほしいと思います。

砂川は、緑あふれる公園都市ということで、公園を中心としたまちづくりをやってこられているので、その公園がなかなか市民から逆に、よかれと思って造っている公園が市民に迷惑を与えるようなことのないように、今回は中央公園についてお話をさせていただきましたけれども、各公園についての維持管理も含めてしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、空き店舗情報の管理と発信ということですが、ご答弁にありましたとおり、砂川には空き店舗も若干増えつつあるし、全道平均よりも少し多いと。いろいろな支援は行われていることも承知していますし、開業した後はすごくいろいろな制度があるというのは分かっていますけれども、閉まる前の支援ということで、いろいろ考えるこ

とができないかと過去にも一般質問させていただいたことはあるのですけれども、なかなか具体的な取組がまだないのかとは思っています。

ただ、その中で事業承継に係る部分、市内では最近になって、事情によるのでしょうけれども、オーナーが代わったというケースも見られるのですが、そういったところを増やしていくということも一つ大事ななことかと思うのですけれども、その事業承継で何らかの支援ができないものかと思うのですけれども、きっかけづくりを市として施策として、何かインセンティブを設けるとか具体的な支援をしていくとか、そういったところを、どうしようかなという人の背中を押してあげられるような、そういう施策はなかなか難しいものなのかを質問させていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 事業承継への支援ということでございます。

砂川の市内の事業者さんの店舗の数というのも減りつつあります。商工会議所の会員でありますと、10年前に比べて1割ぐらい減っておりますし、砂商連の店舗につきましても、この10年間で2割ほど減っております。それに対して、1回目でお答えしたとおり、空き店舗の調査を実施しております。また空き店舗のうち活用が可能かと思われるオーナーさんにはアンケート調査も実施しているというところでございます。

ここ数年でオーナーチェンジといいますか、事業承継になった場合は、廃業を検討していたお店の従業員の方が引き継いでくれたり、親族に依頼があり、するようなお店については、担当の窓口にご相談に来られた際にいろいろ専門的なアドバイスというのは道の機関にもございますので、そういった方々を紹介してつなげるという取組を今しているところでございます。

ただ、今議員おっしゃられたとおり、そのきっかけづくり、あとインセンティブというものについては、まだ取組も十分ではないのかとは感じております。この部分については、もう少しお時間をいただいて、他の自治体での取組状況などを調査させていただきながら、その中で当市で取り込めるような事業があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 最近みんな大好きおでん屋さんがお店を閉めてしまいましたけれども、オーナーと話したときには、誰かやる気のあるやついないかということもお話をされていて、当然今からでも遅くないのかもしれないのですけれども、そういった部分がもし何かしらあれば、ひよっとしたらスムーズに、閉まることなくできたのではないかという思いもしますし、そういったところもったいないなど、砂川の名所だった部分もありますし、そういう施策さえあれば、ひよっとしたら事業承継するまで頑張ってもらえたかもしれないですし、それはそれぞれのオーナーさんの考え方なので、一概には言えませんけれども、市民としてはもったいないなという気がしてならないというところです。

お話の中にありました、住んでいるから貸せないというところですよ。砂川市内もともと店舗をやられていて、そのまま併用住宅に住まわれているので、どうしてもそこを出入口にしているの、貸すことは考えていないということのお話もありましたけれども、近隣というか、北海道内でも、この店舗併用住宅を分離する工事にかかる費用に対する助成ということをやられているまちもあるようですので、その辺りを考えてあげられないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 店舗併用住宅への支援というご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、自治体の中には自分が住みながら店舗部分を貸す希望はあるのだけれども、店舗と住宅がつながっているがゆえに貸せないという、オーナーさんに対する行政が行う支援というのに取り組んでいるまちもございます。この後、そういったまちについては調査をさせていただきながら、どの程度の効果があるのかというのを十分に検証しながら、必要であれば検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 その人も、そういった方たちも、そういう支援があればそうしてもらえるといいと思うのと、北海道はどうしても冬がありますので、除雪の関係で、店舗だけでも若い人にも貸すことができるのであれば、まちなかの除排雪に関しても非常にいいメリットもあるのかという気もしますので、調査研究した上で、砂川の場合どれぐらい、空き店舗になっているよりも人が入っているほうがまちにとっていいのかということも併せて、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、先ほど答弁では情報発信については前向きにというか、するというお話でいただきました。なかなか難しいのかと実は思っていて、空き家とか、そういった部分も砂川市は情報発信していますけれども、一般の市民の方とかオーナーさんですとか、公平性みたいなところから、不動産屋さんを通して情報発信をしているという背景があったので、なかなかこういう部分に関しても市が単独で情報発信をするのは意外と難しいのかと思っていたのですけれども、今情報収集して発信をしていくというお話だったので、いいなと感じています。どういう発信の仕方になるかはあれなのですけれども、空き家の場合は民間の不動産会社を通すことでのメリットも結構あるなと感じていて、砂川市のホームページ上で当然出ているのですけれども、不動産屋さんを通すことによって大手の不動産ポータルサイトにも、「砂川市空き家」と調べると物すごい数が出てくるのです。民間の情報網はすごいと思って見ているわけなのです。当然砂川のホームページで出していれば、砂川市のホームページに来た人は見ることはできるかもしれないのですけれども、「砂川市空き店舗」と調べたときに、果たしてそこまでたどり着けるのかどうなのか。もし民間のそういった不動産の部分も通して情報発信できるのであれば、逆にたくさんの情報サイトに掲載される可能性があるのかという気もしますので、その辺りの掲載方法につ

いてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 市のホームページ以外の媒体ということで、1つ不動産の事業所のことを提案していただきました。市内にも不動産の事業者さんいらっしゃいます。もちろんオーナーさんの意向と、同意を得た上でということになるかと思いますが、空き店舗の調査等をする場合に貸す、売る希望のある方につきましては、そういった民間の事業者さんも市内にあるので、掲載すれば、今議員おっしゃられたとおり全国的な発信も可能だということでオーナーさんにはお知らせをしていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 一長一短だと思うのです。市が窓口で行うことによって、間合わせがあった場合には、もちろん開業支援とか、その辺りも含めて情報提供をしていけるのかと思うので、それはそれでいいなと思うのですけれども、たくさんの人に見ていただきたいということを見ると、そういった民間のポータルサイトにも掲載されるような手法を取っていくことも大事なのかと思う。だけれども、それはそこで貸し借りが行われてしまうと、市としては情報としては開業するときまで分からないという状況にもなりかねないということもあるので、ひょっとしたらその前からいろいろな創業支援とかという情報提供ができれば開業に至ったかもしれないけれども、やり取りしている間に家賃が折り合わないとか、いろいろな支援があることを知らずに諦める方も減るのかとか、いろいろ考えると難しいところはあるのですけれども、それでも情報発信というのはすごく大事だと思いますし、オーナーさんに不動産屋さんを通すのであれば、仲介料、手数料というのも当然かかってくるでしょうから、そういった部分に対する支援を考えていたり、そうしていきながら、とにかく市長は就任当時から大手スーパーは不採算になればすぐ撤退するけれども、最後に残るのは商店街だ。商店街は大事にしていかなければいけないのだというお話を再三にわたり市長はしてこられましたけれども、残念ながらシャッターも増えてきているという状況もありますが、せめて何とか情報発信、そしてそこから具体的な支援内容を今考えてもらいたいというお話をさせていただきましたが、市長の今の思いというか、感じているところがあれば最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) それでは、多比良議員の質問に対してお答えいたしますけれども、担当の部長が結構やると言っていますので、あえて細かい話はする気はないわけでございますけれども、いわゆる私が市長になったときに取り組んだ事項に民間住宅の空き家を何とかしなければならぬと。このまま置いておくと、壊さずに残ってしまう住宅も出てくる。売れるものなら早いうちに売ってもらって、新たな人に直して入ってもらったほうがいいと。究極の目的は、新たな人が入ってきて、砂川の人口の減少をそこで止めるのだという思いでございます、そのためには市長は明確に情報を発信しながら、あ

のときは担当係を専属の職員を配置してしっかりやってもらったと。そのときに言ったのは、担当者の熱意で相手は変わると。駄目なら、札幌でもどこでも直接行って話してこいと。その当時の担当者は優秀な方で、全件の調査を終えて、全部写真もカラーで撮って、それをデータ化して、持ち主がどこに住んでいて、どういう人でとか、個人情報も入っていますので、公表しない部分は公表しませんけれども、そのデータを完全に作ったところ、いわゆる年間に、転勤でなくて、親がいるから、子供がいるからとかという理由で入ってくる方が30名から40名。それだけ人口減、社会減を緩和する役割を果たしたと。だけれども、そのとき思ったのは、そうやるには担当者の人柄なり熱意が一番大事だと。先ほどの調査を見ると、無回答が10件とかと答弁の中でありましたけれども、そこをいかにつぶすかと。そのデータを取った中で、当然不動産業者と連携取らないと絶対無理です。連携を取りながら、いわゆる障害要件は一体どこにあるのだろうと。先ほど言われたとおり、併用住宅が障害になるのなら、それを解決する糸口を内部で検討しながら、それを提示しながら、議会と協議して続けていけばいいではないかと。

問題は、いわゆる空き店舗を壊すか、または改修して違う人に継承してもらおう。仕事が別な業種でもいいです。今そのために駅前に施設を造りますけれども、究極の目的は商業とか飲食業の活性化をどう図ったらいいのだと。あそこに人が、砂川のまちの中は人が歩く姿はないのですけれども、よく言われたのは病院から農協へ行ったりするのに休む場所がないというのは、SUBACOを造るときにさんざん言われたことでございますから、あそこを核としたときに、そことの連携を取りながら、いわゆるまちの見栄えを変えて、起業しやすい土壌を行政がどうつくっていくかというのが一番大事です。

砂川の有利な点は、あの市立病院があると。今1,000人を超える人が働いている。人の動きが地方都市、この人口の少ないまちにしては珍しく、あの一帯だけは人が歩いていると。それをうまく誘導しながら、さらには多比良議員の言われる、究極の目的は店舗をどう継承しながら残すか、またはまちに魅力を1か所かもしれない、縦のラインかもしれないですけれども、ゆうから、駅前開発、それから病院、役所と、全部できないですけれども、そこだけでもまちの魅力を上げながら、砂川市変わったなど、その印象を与えることによって起業する人たちが起業しやすいと。そのためには、情報をしっかりとつくるのと、それから起業しやすい条件ですか、制度をつくらなければ絶対継承する人は出てこないと。

ですから、多比良議員が言うのは、ごく当たり前のことを言っているわけでございます、その情報発信のデータはしっかりと業者から、これから本格的に取り組んで、ノウハウを持っていますので、つくると。問題は、その後でいろいろな、いわゆる開業したい人との話の中でどういう条件なのかとかどういうところが障害なのかというのを整理した上で、さらに、市はどのような制度をつくれればいいのかと、そういう手順をしっかり組んでいけば、ある程度の効果は出てくると思っております。

今日は、大変建設的な意見をいただいて、私も答弁に立ちましたけれども、まちなかの活性化と商業をいかに残すかというのがまちの魅力につながるものでございますので、しっかりやってまいりたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 増井浩一議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

増井浩一議員。

○増井浩一委員（登壇） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

次期市長選挙への立起についてであります。私は、明年4月に迫った統一地方選挙、市長選挙への善岡市長の立起について質問をいたします。

善岡市長は、平成23年4月、市民の大きな期待を受けて市長に就任され、以来3期12年にわたり市民との対話を重視し、安心して市民が暮らし続けることのできるまちづくりを第一に、市政の発展に努力されてきております。私は、その真摯な姿を議会を通してはもちろんのこと、様々な機会を通じて拝見してまいりましたが、まちづくりに対する善岡市長の姿勢に敬意を表すものであります。

市長が初当選された平成23年から今日までを振り返りますと、少子・超高齢化社会の進展や人口減少により地方が疲弊する危機の時代であり、また、気候変動により全国的に災害が多発化、激甚化してきたことに加え、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新たな生活様式が求められるなど、市政運営に大変苦慮してこられたものと存じます。

このような中、地域コミュニティの希薄化を危惧した善岡市長は、自ら率先して町内会をはじめとする市民との対話を通じて、高齢者いきいき支えあい条例の制定により、町内会、民生委員などによる高齢者の見回り体制を構築するなど、地域活動の活性化を図ってこられました。また、地域包括ケアネットワークシステムの確立をはじめとする福祉事業の充実、未就学児の医療費無料化及び小学生への拡大や病児・病後児保育所の整備など、子育て世帯への支援の数々、地域の基幹病院である砂川市立病院の診療体制や診療機器の充実など、数多くの事業を展開されたことは大きく評価するところであります。さらに、防災拠点である市役所庁舎の建設に当たっては、市民の多くの声を聞きながら事業を進め、おくやみ窓口の設置など、質の高い市民サービスが提供できるよう取り組まれたほか、市民生活の環境改善のため商業街路灯のLED化、学校や体育施設の耐震化の整備、国への要望により砂川SAスマートインターチェンジの開設、国道12号線における市内中心部の無電柱化を実現させるなど、市民のニーズを的確に捉え、積極的に事業を実施してこら

れました。

こうして数々の事業を実施される一方で、持続可能な市政運営を目指し、将来への負担を残さぬよう、財政の健全化にも取り組まれてきました。とりわけオアシスゴルフ場の廃止と株式会社砂川振興公社の清算については、市民の中でも賛否両論ある中で、財政運営に精通した善岡市長でなければなし得なかった大きな決断でありました。

これらのなし遂げた事業は、砂川のまちづくりにとりまして後世に繋いでいく重要なものであります。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の対応により、思い描いた市政運営ではなかったと推察いたしますが、一方でワクチン接種体制の整備のほか、消費低迷に対する他市にないきめ細やかな支援など、迅速な対応をされてきたことに改めて敬意を表すところであります。

以上、市長の実績の一端を申し上げましたが、これからの砂川市のまちづくりにおいては、駅前地区整備の推進や義務教育学校の建設、JR砂川駅、北電砂川発電所跡地利用など、重要な課題がまだまだ山積しております。これらの課題の解決には、善岡市長の豊富な経験と卓越した行政手腕、リーダーシップに、私をはじめ、多くの市民の大きな期待が寄せられているところであります。

このことから、次期市長選挙への立起について、善岡市長の考えをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 次期市長選への立起についてでございますけれども、今増井議員から私の行った事業の一端について紹介がございました。それを聞きながら、私が12年前、市長選に出ようとした、そのときのことを思い浮かべていました。当時は菊谷市長の時代で、三位一体改革ということで、国が地方の交付税をどんどん落としていく、夕張が破綻した時期でございますけれども、砂川も5億円ほどの交付税が落ちまして、このような状況の中でやっていけるのだろうか、そんな思いの中で市長選への決断をしたわけでございます。

当時思ったのは2点ございまして、1つは財政規律、いわゆる財政を安定させる。しかし、役所が安定して、まちが衰退するのでは意味がないと。いわゆる財政規律を守るのと、事業実施の両立をどうやって図っていったらいいのだろうか。もう一つは、菊谷市長が市立病院を建てました。あれは、菊谷市長でないと恐らく決断できなかったらと思うっております。幸いにも、菊谷市長と私で、私が総務部長時代ですけれども、総務省に3年間通って、やっと全国初の510床の大病院にもかかわらず、過疎債を該当させてくれた。それがゆえに、今何とか大きな赤字にならず、また少しの黒字でやってこれていると。ですから、私は財政規律を守る、そして事業実施をすると、それから市立病院を中心としたまちづくりをしていかなければならないというのが最初に思った2点でございます。

病院につきましては、幸いにもその当時第3次医療圏の救命救急センターの指定になりました。この指定は、道内で7か所だけで、この指定が大きく砂川の運命を変えていくこ

とになりました。私は、市立病院が活性化の起爆剤になるだろうと。それで、最初にロードヒーティングをやりました。私のやった事業の中で一番市民から喜ばれたのは、実は病院通りのロードヒーティングでございますけれども、3次医療圏に指定されたことによって何が変わったかという、砂川市のスマートインターチェンジ、中川市長、菊谷市長、私と、3代にわたって取り組んできました。中川市長の時代には、いわゆる地方公社化、市が公社をつくって維持管理も負担するやり方。あまりにも負担が多くて、これは成功しませんでした。次に、菊谷市長の時代には、インターチェンジの実証実験、取りあえず実験でつけましょと。その代わり、道路は市でつけてくださいと。ただし、費用対効果というわけではないですけれども、車が少なければ撤去しますと。市で道路を造って撤去される状態になれば、北海道の場合、特に車の通行量が少ないと。それで、道路を造って撤去されると、菊谷市長の政治生命にも関わると。なかなか決断ができなかったわけでございますけれども、病院を建てたことによって、たまたま3次医療圏の救命救急センターに指定された。これは、道内7か所で大きな都市6か所と、砂川がその一角に入った。これが大きかったわけございまして、それがいわゆる従来のスマートインターチェンジを設置するときの費用対効果という考え方から費用便益、いわゆる救急車がその病院にみんな集まってくる。そのときに一般道路を通るよりも、高速道路を利用してスマートインターで降りると10分短くなると。いわゆる救命率が高まると。それが交通量が少ないにもかかわらず、砂川が逆転でスマートインターチェンジができた理由でございます。

また、砂川の市立病院、建設から10年たったときには280名ぐらいですか、職員数が増えまして、そのうち医者は当時、建てる前は90名ぐらいでしたけれども、16人医者が増えまして、106名ですか。まさに大病院というわけではないですけれども、ほかのまちから見れば恵まれた病院と成長して行って、職員が増えるということは、いわゆる人口の社会減を減らす効果がある。それで、スマートインターはそういう理由でついたのですけれども、話はそこで終わらなくて、次災害拠点病院に救急車が来たときに、12号線の電柱が地震で倒れたら救急車が通れないですよと。そうしたら、これは無電柱化したほうがいいと。それが空知の中で1番目に砂川市が該当した理由でございます。何かにつけて、この周産期の拠点病院であったり災害拠点病院であったり3次医療圏の病院、がん拠点病院だと、そういう病院の地方における在り方というのはすごく大きなものがあると。まちの中心は、病院がリードしていくと。職員数も1,000人を超えていると。そんな状況で、市立病院を中心としたまちづくりは間違いではなかったと。

ただ、もう一点、財政規律と事業実施をどう両立するのだと。これが一番難しい問題で、私が一番悩んだのは当時ゴルフ場、5億円の赤字を抱えていた。私の理論では、3,000万円までだったら、償還額が3,000万円あるので、ある程度借金を増やしてはいけないと。だけれども、3,000万円を超えてくると、5億円がどんどん増えていくと。恐らくそのまま続けていたら10億円以上、15億円ぐらいまで借金は膨らんでいただろ

うと、やる人が減っていきますので。それを分かっている、私は公費をつぎ込んでいくことはできないと。市長も、嫌な決断でもしなければならぬと。砂川を守るためです。ゴルフをやっている人たちには大分怒られましたし、本当に申し訳ないという思いでありますけれども、これは市長でないと決断ができないということで廃止にいたしました。大分怒られましたけれども。それほど市長の責任は重いと実感しております。

菊谷市長から受け継いだ基金、10億円です。菊谷市長も三位一体で厳しい中でも何とか10億円の基金を残してくれたと。今私になって、来年3月で、見込みですけれども、基金残高は26億円ぐらいになりそうです。また、庁舎の建設、50年に1回、これもめぐり合わせですが、私の下で建て替えることができました。また、市史の編さんも30年に1回ですけれども、作り終えた。3期12年、一定の役割を私は果たしたかと。

もう一つ、70を過ぎて、従来のパフォーマンスができないのに市長を続けていいのかと。年齢の問題でなくて、私が市長になったときの同じようなパフォーマンスで市長をやるならやります。でも、自分の中でそこまでできないと悟ったときには、これは3期12年は一つの区切りだと。次の若い人たちにバトンを渡さなければ駄目だと。常々迷いながら、そういう決断に至りました。市民の方からもう一期やってという声はよく聞きましたけれども、自分の能力が完全に出せないのに市長を続けるということは、市民に迷惑をかけることになる。断腸の思いで辞める決断をしたところでございます。

今まで12年間、お世話になった市民の皆様、そして議員の皆様、それから私を支えてくれた幅広い大後援会の皆様に感謝の言葉しかございません。どこまでできたかの判断は市民に委ねるしかございませんけれども、何とか私の積み残した駅のバリアフリー化、スマートインターチェンジではないですけれども、後輩のどこかで達成できるものと思っております。残念なのは、駅のバリアフリー化を自分の手でできなかったことでございます。積み残しをしますけれども、何とか次の人たちが頑張ってくれてくれることを期待して、答弁に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了しました。

◎日程第2 議案第4号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第4号、砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第4号、砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の趣旨を踏まえ、非常勤職員に係

る育児休業の取得条件の緩和等、育児と仕事の両立支援を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第4号附属説明資料新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、育児休業することができない職員の定めであり、第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、ア(ア)中「(以下「1歳6か月到達日」という。)」の次に、「(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)」を加え、イを次のいずれかに該当する非常勤職員、(ア)その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

(イ)その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものに改めるものであります。

6ページを御覧願います。第2条第3号ウを削るものであります。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の定めであり、第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に

該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合を加えるものであります。

8ページを御覧願います。第2条の3第3号をエとして、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合を加えるものであります。

第2条の4は、最初の育児休業をした職員が特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができる期間の定めであり、全文を改めるものであり、見出しを（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）とし、第1項を育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第1号を当該非常勤職員の当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合。

第2号を当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合。

第3号を当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。

第4号を当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合と定めるものであります。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の定めであり、見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、9ページを御覧願います。第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が」を「ものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い」に、「再度任用されることに伴い、当該再度任用される日」を「当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加えるものであり、第3条の2は育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間の定めであり、育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は57日間とすると定めるものであります。

第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合であっても、育児短時間勤務をすることができる特別の事情の定めであり、第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものであります。

10ページを御覧願います。附則として、第1項は施行期日の定めであり、この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置の定めであり、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第5号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第5号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます中村吉宏氏は令和4年10月27日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、次の者を任命いたしたいと存じます。

記名してございます坪江利香氏にお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしますと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第5号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時46分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 議案第6号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第6号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます加藤直之氏は令和4年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き加藤直之氏にお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第6号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

これより午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 議案第7号 令和3年度砂川市一般会計決算の認定

を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。令和3年度各会計歳入歳出決算書の3ページをお開き願いたいと存じます。一般会計の歳入総額は153億9,487万5,741円、歳出総額は145億7,000万3,099円で、差引き8億2,487万2,642円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の34.4%で前年比7.8ポイントの増、依存財源は65.6%で前年比7.8ポイントの減となったところであります。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。314ページに決算の財源推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。市税から4ページ、市債まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、個人市民税、固定資産税などの市税の減、特別定額給付金等の民生費国庫補助金、地方創生臨時交付金事業費などの総務費国庫補助金などの減による国庫支出金の減、農業基盤奨励費道補助金などの減による道支出金の減、公共施設等適正管理推進事業債の減などによる市債の減となったところであり、地方消費税交付金の増、地方特例交付金の増、地方交付税の増、土地売却収入の皆増による財産収入の増、寄附金の増、庁舎整備基金などの繰入金の増、繰越金の増などがありますが、歳入総額は前年度と比較して36億8,658万6,545円の減となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、特別定額給付金の皆増による補助費等の減、繰出金の減、庁舎建設事業などの減による普通建設事業費の減となったところであり、人件費の増、扶助費の増、積立金の増、公債費の増などがありますが、歳出総額は前年度と比較して39億4,972万1,913円の減となったところであります。なお、315ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと思います。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当しているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいこととなり、3年度は2年度と比較して2.1ポイント減の81.8%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3か年の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いこととなり、財源に余裕があるということになります。3年度は2年度と比較して1.0ポイント減の30.8%

となったところであります。

次に、実質公債費比率であります。一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年の平均値であり、地方債など借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められておりますが、3年度は2年度と比較して0.6ポイント増の5.1%となったところであります。

次に、将来負担比率であります。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の地方債などの借入金や公営企業、組合、設立法人等に対して将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標として用いられ、財政健全化法により早期健全化基準が定められておりますが、3年度は2年度と比較して8.3ポイント減の65.6%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模から災害復旧費等として普通交付税に算入された公債費を除いた額に対し、地方債の元利償還金から元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、この率が高いほど公債費の負担が高く、財政構造が硬直化していると判断されるものであります。3年度は2年度と比較して0.1ポイント増の4.7%となったところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の3か年の平均値であり、3年度は2年度と比較して0.1ポイント減の4.2%となったところであります。

以上、令和3年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから14ページには一般会計歳入歳出決算書、15ページから18ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、19ページから310ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、311ページには実質収支に関する調書、312ページから329ページには各表に基づく一般会計決算説明書、499ページから505ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の330ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要に

ついてご説明申し上げます。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県が保険給付費を負担する制度に変更となりましたが、令和3年度の財政運営は財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。主な給付状況では、療養給付費で12億2,186万2,567円、高額療養費で1億9,934万1,352円となり、保険給付費全体では前年度に比べ2.9%の増となったところであります。なお、歳入総額20億1,451万7,757円に対し、歳出総額19億8,481万3,321円となり、差引き2,970万4,436円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税は2億2,706万2,399円で、前年度に比べ1,234万9,802円の減となり、現年度分収入率は98.16%で、前年度に比べ0.88ポイントの減となったところであります。歳入総額に対する構成比は11.3%となり、前年度に比べ0.6ポイントの減となっており、1世帯当たりの納税額は10万559円となったところであります。道支出金は15億8,899万3,824円、構成比は78.9%、一般会計繰入金は1億7,323万8,727円で、前年度に比べ46万5,267円の減で、構成比8.6%、その他繰越金2,119万4,397円、国庫支出金321万8,000円、財産収入71万7,360円と諸収入9万3,050円を加えた歳入総額は20億1,451万7,757円となり、前年度決算額と比較して1,024万1,598円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,374万6,213円、保険給付費は14億3,276万8,917円で、前年度に比べ3,973万7,378円の増となり、構成比が72.2%と最も高く、国民健康保険事業費納付金は4億6,342万2,000円、構成比23.4%、保健事業費2,048万9,625円、基金積立金1,035万2,504円に諸支出金等を加えた歳出総額は19億8,481万3,321円となり、前年度決算額と比較して173万1,559円の増となったところであります。

なお、331ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、393ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の463ページをお開き願います。決算の概要でありますが、初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和3年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額6億5,850万5,936円に対し、歳出総額は6億5,843万9,436円となり、差引き6万6,500円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億3,544万8,900円で、現年度

分の収入率は99.91%で前年度に比べ0.09ポイントの減となり、歳入総額に対する構成比は35.8%となったところであります。また、一般会計繰入金は4億973万4,336円、その他、繰越金10万6,200円、後期高齢者医療広域連合支出金40万3,812円と諸収入1,281万2,688円を加えた歳入総額は6億5,850万5,936円となり、前年度決算額と比較して2,142万3,332円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費230万5,537円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は3億1,368万1,663円で、前年度に比べ1,540万8,828円、5.2%の増となり、事務費分683万3,000円、保険料分2億3,548万8,600円、保険基盤安定分8,606万8,245円を加えた総額は6億4,207万1,508円となり、前年度に比べ1,756万578円の増となったところであります。その他、保健事業費1,369万6,391円及び諸支出金36万6,000円を加えた歳出総額は6億5,843万9,436円となり、前年度決算額と比較して2,146万3,032円の増となったところであります。

なお、464ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、498ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の394ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和3年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額18億9,809万7,544円で、歳出総額は18億3,243万7,652円となり、差引額は6,565万9,892円で、その内訳は国庫負担金等の過交付3,935万963円及び保険料の還付未済等9万2,100円によるもので、これら差引額2,621万6,829円は剰余金として介護給付費準備基金に積み立てることとしております。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還または還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は3億2,849万9,700円で、前年度に比べ2,436万2,800円の増、現年度分収入率は99.85%で、前年度に比べ0.02ポイントの減となり、歳入総額に対する構成比は17.3%となったところであります。また、国庫支出金は5億1,481万286円、支払基金交付金は4億8,532万8,863円、道支出金は2億8,372万7,490円、繰入金は2億7,631万3,177円、繰越金は769万7,564円、これに分担金及び負担金119万8,500円、財産収入50万6,208円、諸収入1万5,756円を加え、歳入総額は1

8億9,809万7,544円となり、前年度決算額と比較して3,451万1,567円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,665万3,887円、保険給付費は16億7,639万3,209円、地域支援事業費は1億2,776万7,170円、諸支出金は749万1,215円であり、これに基金積立金393万2,171円、公債費20万円を加え、歳出総額は18億3,243万7,652円となり、前年度決算額と比較して2,345万761円の減となったところであります。

なお、395ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、462ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分であります。下水道事業会計決算書の10ページをお開きいただきたいと存じます。令和3年度末における未処分利益剰余金は4億3,134万9,890円で、このうち1億9,852万571円につきましては資本金へ組み入れ、残りの2億3,282万9,319円は資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源として充当するため、減債積立金へ処分しようとするものであります。これは、決算書4ページの決算報告書の資本的収入及び支出のうち、第1款資本的収入6,376万2,900円から第1款資本的支出4億4,414万5,419円を差し引いた3億8,038万2,519円が不足するものであり、この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額205万3,346円、当年度分損益勘定留保資金1億8,259万4,092円及び当年度分利益剰余金処分額1億9,573万5,081円で補填するものであります。なお、補填後の当年度利益剰余金処分額の残額3,709万4,238円につきましては、令和4年度の補填財源とするものであります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の31ページをお開きいただきたいと存じます。令和3年度につきましては、地方公営企業法を一部適用してから3年目となり、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を行い、事業の健全化に努めてまいりました。収入につきましては、人口減少による有収水量の減などの影響により、下水道使用料は前年度と比較して減となったところであります。一方、費用では下水道事業に要する経費や管渠整備に関わる企業債元利償還金や管渠老朽箇所の修繕費などが計上される中、経費縮減等に取り組み、支出を必要最小限にとどめることができたところであります。業務の状況であります。年間有収水量は公共下水道事業では138万7,315立方メートルで、前年度末と比較し、3万5,792立方メートルの減となり、個別排水処理施設事業では2万7,153立方メートルで、前年度末と比較し、

1, 091立方メートルの減となりました。また、建設改良事業につきましては、石狩川6号幹線管渠改築工事等を実施し、令和3年度の総額は5,463万4,324円となりました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は7億4,395万9,992円、収益的支出は5億1,113万673円となり、収支差引き2億3,282万9,319円の純利益となりました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は6,376万2,900円で、内訳は企業債3,920万円、出資金1,404万3,000円、国庫補助金849万9,000円、分担金及び負担金172万900円、長期貸付金30万円です。資本的支出は4億4,036万1,247円で、内訳は建設改良費5,085万152円、企業債償還金3億8,951万1,095円です。なお、企業債未償還残高は30億6,974万7,224円となりました。

決算書の32ページをお開きいただきたいと存じます。こちらにつきましては、地方公営企業法施行規則の一部改正に基づく経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告としまして、令和3年度の決算から記載しており、経常収支比率、経費回収率、有形固定資産減価償却率の5年間の推移を表したものになります。経常収支比率は、令和3年度につきましては管渠、個別排水処理施設に関わる修繕費の減少により、前年度と比較し、1.5%の増となりました。その他の指標につきましては、記載のとおりとなっております。

33ページから38ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を定めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の12ページを御覧いただきたいと存じます。令和3年度末における未処理欠損金69億6,506万7,362円に対しまして、従前から議会の議決を経て積み立てていた建設改良積立金から5,453万2,742円を繰入れしようとするものであります。これは、決算書22ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について、支出の部、1項建設改良費、税込み7億55万1,742円から収入の部、1項企業債6億400万円、3項補助金、1目国庫補助金233万2,000円及び2目道補助金3,968万7,000円を差し引いた額5,453万2,742円が不足するものであり、この不足する額を決算書15ページ、貸借対照表上、資本の部、7、剰余金、(2)利益剰余金、イ、建設改良積立金10億142万4,658円から口の当年度未処理欠損金へ繰り入れ、当年度未処理欠損金の残高を69億1,053万4,620円とするものであります。なお、この処分につきましては、現金を伴わない非資金の処分であります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の27ページを御覧いただきたいと存じます。令和3年度につきましては、いまだ終息が見えないコロナ禍の中、職員の創意工夫により感染症対策強化と通常の医療体制の両立を図ったところであります。経営面につきましては、前年度の新型コロナウイルス感染症による手術や検査の延期、患者の受診抑制などの影響が緩和され、診療収益は持ち直しつつあり、新型コロナウイルス感染症に伴う国や北海道の補助金等により減収分については一定程度補填されたところであります。一方、費用では感染症対策に要する経費や病院建設に係る企業債元利償還金、多額の減価償却費などが計上される中、経費節減等に取り組み、費用の増加を必要最小限にとどめることができたところであります。これらのことにより、令和3年度においては1億8,786万1,389円の純利益を計上することができました。診療体制整備につきましては、大腸ビデオスコープ、産婦人科手術用内視鏡システムなどの医療機器整備や、急性期患者情報システム等の医療情報システムの更新、また軽量移動型デジタルエックス線撮影装置等の感染症対策機器の整備を行い、中空知医療圏の基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいりました。

初めに、患者数であります。入院患者数は13万345人で前年に比べ6,039人の増となり、外来患者数についても23万2,318人で前年に比べ8,418人の増となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は149億2,726万5,103円で、前年より7億5,986万1,282円の増、収益的支出は147億3,940万3,714円で、前年より4億8,447万4,765円の増となり、収支差引き1億8,786万1,389円の純利益となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は12億1,901万1,500円で、内訳は建設改良に充てる企業債6億400万円、投資償還金1,523万9,500円、国庫補助金233万2,000円、道補助金3,968万7,000円、一般会計出資金5億2,136万3,000円、寄附金3,639万円であります。資本的支出は17億6,663万5,211円で、内訳は資産購入費6億6,878万6,880円、企業債償還金10億4,036万8,331円、投資2,748万円であります。なお、企業債未償還残高は117億886万7,279円となっております。

28ページを御覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、地方公営企業法施行規則の一部改正に基づく経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告としまして、令和3年度の決算から記載しております。経常収支比率、修正医業収支比率、病床利用率、器械備品減価償却率の5年間の推移を表したものになります。経常収支比率は、令和3年度につきましては診療収益や新型コロナウイルス感染症に伴う補助金の増加により、前年度比2.1ポイント増の101.4%となりました。その他の指標につきましては、記載のとおりとなっております。

29ページから39ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧をいただき、

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） それでは、決算審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

最初に、一般会計、特別会計の審査意見書の1ページを御覧ください。決算審査は、砂川市監査基準に基づき審査が行われ、審査の実施内容は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページ目の総括決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額153億9,487万5,741円に対し、歳出総額145億7,000万3,099円で、歳入歳出差引き8億2,487万2,642円の剰余金を生じた決算となっております。特別会計では、41ページ、国民健康保険特別会計で2,970万4,436円、52ページ、後期高齢者医療特別会計で6万6,500円の剰余金を計上する決算となっております。戻りまして、50ページ、介護保険特別会計では、歳入歳出差引き6,565万9,892円のうち国庫負担金等の過交付分3,935万963円、保険料の還付未済等分9万2,100円を除いた2,621万6,829円を介護給付費準備基金に積み立てる決算となっております。

次に、公営企業会計の決算審査意見書を御覧ください。砂川市公営企業会計についても、同じく砂川市監査基準に基づき決算審査を実施いたしました。最初に、下水道事業会計では、4ページの3、経営状況についてで、令和3年度は事業収益7億4,395万9,992円に対し、事業費用5億1,113万673円で、差引き2億3,282万9,319円の純利益となっております。次に、病院事業会計では、14ページの3、経営状況についてで、令和3年度は事業収益149億2,726万5,103円に対し、事業費用147億3,940万3,714円で、差引き1億8,786万1,389円の純利益となっております。

一般会計及び特別会計には、住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正で健全な財政運営がなされることを望むとともに、公営企業会計には企業としての経済性を発揮するだけでなく、健全な財政運営と本来の目的である公共の福祉を推進するように運営されることが必要であり、より一層の経営改善に対する特段の努力を期待し、報告といたします。

○議長 水島美喜子君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第7号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思いを。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に飯澤明彦議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、

武田真議員、多比良和伸議員、辻勲議員、中道博武議員、増井浩一議員、増山裕司議員、以上のとおり指名いたします。

◎日程第6 報告第1号 令和3年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第6、報告第1号 令和3年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 報告第1号 令和3年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

令和3年度の各健全化判断比率であります。①実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。③実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。5.1%となっております。前年度より0.6ポイントの増となったところであります。④将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。65.6%となっております。前年度より8.3ポイントの減となったところであります。各健全化判断比率につきましては、表の右の欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号 令和3年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第3号 令和3年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第7、報告第2号 令和3年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 令和3年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 (登壇) 報告第2号 令和3年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年度砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告をするものであります。

令和3年度砂川市下水道事業会計の決算では、流動資産は1億3,854万2,571円となり、流動負債は3億8,706万9,678円から流動負債として整理した建設改良費等の財源に充てるための企業債3億6,859万9,721円を控除し、かつ固定負債として整理したその他の企業債2,021万5,000円を加えた額が9,985万7,614円となることから、資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 報告第3号 令和3年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和3年度病院事業会計の決算では、流動資産は43億8,701万9,540円となり、流動負債は19億9,413万786円から流動負債として整理した企業債9億3,753万9,021円を控除した額10億5,659万1,765円となることから、資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎日程第8 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第8、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第5号及び第6号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） この監査報告にはページが付してありませんので、表紙から3枚目の市立病院の関係での質疑を行ってまいります。

出産費に係る消費税の課税について監査報告がされているわけですが、平成3年度から30年間にわたって出産費の一部に消費税を課税していたことというこの案件ですけれども、今までにない厳しい表現で、甚だ遺憾なことであると、これは珍しい表現だと思っているわけですが、私たち議員には5月27日の総務文教委員会でこの案件については報告を受けていますし、委員もそれぞれ質疑、答弁をもらっている状況ではあるのですが、先ほどの監査報告の参考図書から下の部分、これはこれまでの総務文教委員会では報告がなかったような、多分新しい案件ではないかと思っております、この部分、いかに監査が行われたのかをまずお伺いすると、それからこのような案件が二度とあっては困るわけですので、再発防止についてどのような監査が、そして監査委員からどのような指導がされたのかをお伺いします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） 報告第5号の監査報告のうち、市立病院の出産費に係る消費税の課税についてでございますが、私自身5月28日の北海道新聞の朝刊で、当市の市立病院が本来出産費に係る消費税は非課税にもかかわらず、30年間誤徴収されていたという記事を読んで初めて知ったところでございます。

市立病院の定期監査につきましては、7月4日から5日間、砂川市の監査基準に基づき、令和3年度分の財務監査と併せて、今回のこの出産費に係る消費税の課税については行政監査ということで実施させていただきました。

最初に監査委員として、なぜ30年間の長きにわたって分からなかったのか、気づかなかったのだろうかということと、2点目は今後このようなことがあってはならないので、再発防止対策を講じなければならないということでございます。

1点目につきましては、関係者から説明を求め、担当者から聞き取り調査を行いました。

担当者のお話を伺いますと、平成元年度にたしか「医療と消費税Q&A」という参考資料を購入されているということですので、これを見せていただきました。平成元年度当時は、出産費に係る消費税は課税するというようになってございましたが、その3年後の平成3年から令和3年まで、新しい参考図書というのですか、購入はされていないので、分からなかった、気づかなかったということでございます。しかしながら、今回の定期監査時に平成19年度に「医療・介護・福祉事業者のための消費税の実務」という参考図書が購入されておりましたので、これも見せていただきました。この19年度版には正常分娩に係る消費税は非課税となつてございましたので、少なくともこの平成19年度の時点で、なぜ気がつかなかつたのだろうか、分からなかつたのだろうかという疑問を持ったのですが、購入されたのが経営企画課で所管の医事課ではなかつたため、通常担当者が隣の課まで行って参考資料を見るとか、そういうことはあまり行わないため、残念ではございますが、平成19年度の時点で分からなかつたので、ずるずると令和3年度まで分からなかつた、気がつかなかつたということでございます。

そこで、2点目の再発防止対策でございますけれども、当病院の事業会計には研究研修費の中に図書費というのがございまして、年間約1,600万円ほどの予算が計上されてございます。細節で医師、看護師、技術者、その他一般事務方と予算が配分されてございますが、また税制改正も当初3%だったのが5%、8%、現在は10%ということで、3回ほど改正されてございます。このような税制改正や、必要に応じて定期的に参考資料を購入して、担当者の情報収集を図って、今後このようなことがないように再発防止対策を講じるよう口頭指導したところでございます。

今回定期監査は大変厳し過ぎると、職員から圧力を感じたという声もございましたけれども、監査委員の職務執行上、関係者から説明を求め、担当者から何度も聞き取り調査をしなければならぬということもご理解とご協力をいただいたところでございました。

今回30年間にわたる課税誤謬という件につきましては、民法の規定に従って10年間だけさかのぼって返済すると。その返済対象者が3,971名で、返済総額が1,998万6,711円ということでございますので、早急に返済の事務の執行を取り進めるよう、併せて口頭指導したところでございます。

報告第5号には三、四行でまとめて記載してございますけれども、詳細については以上でございます。

○議長 水島美喜子君 他に発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号及び第6号を終わります。

◎日程第9 意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた

施策の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○議長 水島美喜子君 日程第9、意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことですが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了しました。

令和4年第3回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月14日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員